



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3499 号 2017.2.3 発行

News Up 「患者の暴力」 対応迫られる病院



NHKニュース 2017年2月1日

「医療現場の暴力」というと、患者が、医療従事者から受けるケースを思い浮かべるかもしれませんが、ところがそれとは逆に医療従事者の側が、患者やその家族から、暴力を受けたり暴言をはかれたりするケースが全国的に相次いでいます。これを受けて医療現場では、今、医師や看護師自身が「身を守る行動」をとるための取り組みが始まっています。

「モンスターペイシエント」からの被害の実態

医師や看護師に理不尽な要求をしたり、暴力を振るったりする患者は「モンスターペイシエント」と呼ばれます。

全国の私立大学病院で作る「全国私立大学病院医療安全推進連絡会議」は、6年前、東京都内の11の私立大学病院に勤める2万9000人余りに、患者や患者の家族から暴力や暴言を受けた経験があるか尋ねました。その結果、回答した2万2000人余りの44%が「1年以内に病院内で暴力や暴言をうけた」と答えました。

岩手県では去年12月、大船渡市の県立病院の女性看護師が通院する男に包丁で背中を刺される事件が発生。男は近くにいた女性職員に取り押さえられ、殺人未遂の疑いで逮捕されました。事件を受けて岩手県は、すべての県立病院に、夜間の出入り口を限ら

れた場所にしたり、事件などが発生した場合に迅速に警察に通報したりする態勢を確認するよう注意を促しています。

警察と連携した訓練 安全な診療のために

岩手医科大学附属病院は、警察と連携した対応訓練を行いました。医師や看護師などは、

突然、患者に手首や胸ぐらをつかまれたときに備えて、相手の手をうまくふりほどいて、身を守る方法を学びました。診察中に患者が暴れ出したという想定では、医師と看護師は患者役に「落ち着いてください」と丁寧に話しかけますが、警察官は自分の身を守るためには、「いすなどを患者との間に置いて距離をとることが必要だ」とアドバイスしました。

この病院では4年前、看護師およそ1200人を対象に実態を調査。その結果、全体の6割以上が暴力や暴言を受けたと回答しました。中には「患者なので我慢しなければならないと思っていた」という声もありました。

訓練に参加した看護師は「診察中にドアをけて暴れた患者がいて110番通報したことがあります。特に夜間の診療中、勤務している職員が少ない時に、大声を出されるケースが多い。大きな声を出して人を呼ぶことが大切だと学びました」と話していました。

岩手医科大学附属病院医療安全推進室の肥田圭介室長は「医療現場ではわれわれも安全を守らなければならない。訓練を通じて自分たちの安全を確保することを意識づけていきたい」と訓練の意義を強調しています。

日ごろから意識の改革を

患者からの不当な暴力には、きざんとした態度で臨むよう意識改革を進めている病院もあります。

横浜市の済生会横浜市東部病院は10年前に開院した当初から、患者からの不当なクレームが相次ぎ、医師や看護師が精神的な不調を訴える事態になりました。中には、PTSD＝心的外傷後ストレス障害と診断され、退職に追い込まれた職員もいました。

「不当なことは不当と言っている」と呼びかけるポスターを病院内に貼ったり、病院内で患者から暴力や暴言を受けた場合に『ハラスメント・バイオレンス報告書』を作ることを職員に求めたりして、小さな暴力を受けた場合でも、職員が労災申請をするように促しています。

また、警察OBを保安員として雇用し、万一の時は、すぐに駆けつけられるようにしました。夜間の緊急外来でのトラブルが増加したため、ことしからは24時間の連絡体制としています。

看護師として病院で勤務した経験があり、医療機関内で起こる暴力問題に詳しい筑波大学の三木明子准教授は、「患者からの暴力はしかたないという意識を変えることが大切だ。そのために、病院のトップが明確に『暴言や暴力は許さない』という姿勢を示すことで、患者にも職員にも理解が深まる」と指摘しています。

逮捕歴の検索結果、削除認めず...最高裁厳格基準 読売新聞 2017年02月01日

検索サイト「グーグル」で表示される逮捕歴を削除することの是非が問われた裁判で、最高裁第3小法廷（岡部喜代子裁判長）は、先月31日付で削除を認めない決定をした。

インターネットの普及に伴い、各地の裁判所で、「忘れられる権利」があるとして検索結果などの削除を求める裁判が多数起こされていたが、同小法廷は決定で、忘れられる権利には言及せず、「検索結果を提供する必要性を、公表されない利益が上回るのが明らかな場合にだけ認められる」とする初の統一判断を示した。

裁判官5人の全員一致の決定。ネット上の「表現の自由」や「知る権利」を重視した判断で、今後も、ネット社会において、公益性の高い事件報道などは検索サイトを通じて利用者が共有できることになる。

この裁判を起こしたのは、2011年11月に児童買春・児童ポルノ禁止法違反で逮捕された男性。グーグルの検索で逮捕時の記事が表示され続けているのは不当だとして、米グーグルに検索結果の削除を求める仮処分を申請した。

さいたま地裁は15年6月、検索結果49件の削除を命令。さらに同年12月、グーグル側の異議を退けた決定で「犯罪者といえども過去の犯罪を社会から『忘れられる権利』がある」と言及し、国内で初めて忘れられる権利を認めた。一方、昨年7月の東京高裁決

定は、忘れられる権利を「法律上の根拠がない」として否定し、削除命令を取り消したため、男性が抗告していた。

同小法廷の決定はまず、検索結果は「検索サイト事業者自身による表現行為という側面がある」と指摘し、元の情報の投稿者とは別に、検索事業者に対しても削除請求ができるとした。一方で、「検索サイトはネット上で必要な情報を入手するのに重要な役割を果たしている」とも言及した。

そして、過去にプライバシー侵害訴訟の最高裁判例で示された考え方に沿い、〈1〉表示される事実の性質や内容〈2〉プライバシー情報が伝達される範囲や具体的被害の程度〈3〉削除を求めた人の社会的地位や影響力〈4〉記事の目的や意義——などの判断要素を列挙。これらを考慮した上で、検索結果を公表されない利益が大きいことが明らかな場合にのみ、削除が認められるとした。

その上で男性のケースについては、「児童買春は社会的に強い非難の対象だ」と指摘。逮捕から5年が経過しても「なお公共性がある」とし、抗告を棄却した。削除を認めない判断が確定した。

同小法廷は、犯罪を起こした団体への加入歴に関する情報の削除などを求めた別の4件の訴訟についても、31日付の決定で原告側の上告を退けた。いずれも原告側の敗訴が確定した。

News Up バーチャルリアリティーで認知症を体験



参加者がゴーグル型の装置とヘッドホンをつけると、主人公の認知症の人の心の声とともに、映像が映し出されました。

「うっかり居眠りをしていたら、どこを走っているのかわからなくなっちゃった。そういえば、どこで乗り換えるんだっけ、どうしよう」

電車の中で目を覚ましたら、自分がどこにいるのかわからなくなっちゃったという場面です。



た」と話していました。

NHKニュース 2017年2月2日

認知症について理解を深めてもらおうと、今、VR＝バーチャルリアリティーの技術を使って、認知症の人の世界を疑似体験する取り組みが始まっています。取り組みを通じて、認知症の症状への理解や正しい診断につながると期待されています。

認知症の症状の体験会

先月、名古屋市内で認知症の症状の体験会が開かれ、認知症の人の診療や介護に携わる人たちが集まりました。

360度にわたって見渡すことができ、まるで、その場にいるかのような感覚に陥ります。

「ここはどこですか?」、「出口はあっちですよ」、「そうですか」

降りた駅のホームに取り残される場面では不安感が高まります。体験した参加者の1人は、「実際に目で見たりとか、座って見える感じの景色とかで、不安な感じがより強く感じられ

認知症の人も体験

若年性のアルツハイマー型認知症の丹野智文さん（42）もこれを体験しました。丹野さんは「私も同じ経験が何度もあって、会社に行くのに電車で乗り換えなければいけないんですけど。もうわからなくなってしまうと1回泣きながら駅員さんに助けを求めたときもありました」と話します。



VR活用を思いついた理由

この取り組みを進めているのが、高齢者向け住宅を運営する会社の社長、下河原忠道さんです。

下河原さんは、千葉県などの住宅で大勢の認知症のお年寄りと接してきました。認知症の人への理解を深めたいと、思いついたのがバーチャルリアリティの活用でした。

下河原さんは「認知症の人が、どういうふうに考えているのか、どういうことで困っているのかということを、僕らが一人称で体験したら接し方に変化が生まれるのではないかと、始めたきっかけを説明します。

4本の動画を制作

社員とともに、下河原さんが、これまでに作ったバーチャルリアリティの動画は、4本。そのうち1本は、実際には無いものが見えてしまう「幻視」の症状についてです。

友人の家を訪ねると、扉の向こうにいた人が突然、消えたり、部屋の片隅に置かれている物が座っている人に見えたりします。参加者の中には驚いて悲鳴を上げる人もいました。

体験した人は、「すごいリアルに感じられたので、ちょっと恐怖。このように見えるんだと感ずることができました」と話しています。



脚本は幻視の症状がある女性が担当

下河原さんから依頼を受け、この動画の脚本を書いたのは、樋口直美さんです。4年前、幻視が見えるレビー小体型認知症と診断されました。その症状について正しく知ってほしいと、みずからの症状を忠実に再現し、演じる人の演技指導もしました。

樋口さんは、自分の見る幻視は本物そっくりで、幻視を見て叫ぶことなどは正常な反応だと理解を求めています。樋口さんは「本物か幻視かということは、消えたり、何かがないとわからないので、これ本物？何なの？と常に迷ってしまう。『何をばかなことを言っているの』とか、『虫なんているわけないでしょ、さっさと食べなさい』などと言われてしまうのですが、それがものすごくストレスになって、病状を悪化させているということをもっと知っていただきたい」と話しています。

認知症の専門医も評価

参加した認知症の専門医、笠間睦医師は、認知症のタイプによっては「幻視」の症状が出ることを知らない人が多いことから、バーチャルリアリティによる体験は、症状への理解や正しい診断につながると期待しています。

笠間医師は、「認知症の中には、幻視を見る疾患が結構多い、そのことがまだまだ理解されていない。こういうふうな幻視を見る疾患が、認知症の中にあるんですよということが正しく伝われば、正しい診断に結びつくきっかけになるということで、大きな意義があると思います」と話しています。

最新の技術を使って、認知症の人の世界を体感する。認知症の人が生きやすい社会を作るための大きな一歩になると注目されています。下河原さんは、新たな認知症の動画の作成に取り組んでいて、体験会を各地で開きたいとしています。体験会を開く際は、交通費やゴールの輸送費などの実費を負担してもらっているということです。

問い合わせはメールで受け付けています。

アドレスは、VR@silverwood.co.jpです。

福祉避難所の訓練に助成 県が災害弱者の支援拡充 神戸新聞 2017年2月2日

災害時に支援が必要な高齢者や障害者ら「要援護者」の対策を進めるため、兵庫県は2017年度、福祉避難所の設置・運営訓練をする市町や、避難に必要な機材を購入する自主防災組織に助成する方針を決めた。自主的な取り組みを促し、事前の備えの実効性を高める。

福祉避難所は、一般の避難所での生活が困難な高齢者や障害者、妊婦らを受け入れる福祉施設などを市町が指定する。県内では昨年12月時点で918カ所がある。

昨年4月の熊本地震では、施設の人員や物資が不足し、指定していた大半で開設できなかった。このため兵庫県でも、市町や施設の職員、地域住民らが有事に備えて訓練で経験を積む必要があると判断。モデル事業として、10市町に各30万円を補助する。

避難機材の補助は、車いすやリヤカーなどを想定。災害時に要援護者を助ける人や避難方法などを事前に定めておく「個別計画」をつくることを条件に、自主防災組織などの地域団体を対象に最大30万円を支援する。県などでつくる「ひょうご安全の日推進県民会議」の助成事業として実施する。

個別計画を巡っては、支援を必要とする人たちの名簿を、市町から地域団体に事前に提供するには本人同意が必要となる。このため、昨年4月1日時点で名簿をつくっていた県内37市町、約42万1千人のうち個別計画の策定は2・5%にとどまる。県は市町に対し、平時から名簿提供できる仕組みを導入するよう促す条例を制定する方針で、補助と併せて運用する。(斉藤正志)

乳幼児は据え置き 福祉医療費助成拡大に伴い 大阪日日新聞 2017年2月2日

大阪府は1日、障害者などを対象に全市町村と折半して助成している「福祉医療費助成制度」について、精神障害者と難病患者への適用範囲の拡大に伴い、自己負担の月額上限を現行の2500円から3千円に引き上げる案を示した。ひとり親家庭と乳幼児の自己負担は2500円のまま据え置く。

同日、府庁で行われた2017年度当初予算編成作業で、各部局から知事への復活要求で同案が示された。松井一郎知事が昨年12月の府議会で、子どもの貧困対策として負担を据え置く考えを表明したことを受け、福祉部が新たな制度設計を進めていた。2018年4月の導入を目指している。

復活要求ではこのほか、観光振興に取り組む府民文化部が、インバウンド（訪日外国人客）の増加に対応するため、ホテルや旅館での多言語対応タブレットの導入やWi-Fi（ワイファイ）整備への補助事業として5千万円を要求した。松井知事は住宅に旅行者を有料で泊める「民泊」も対象に含めるよう指示した。

関西圏 人口減歯止めを 松井知事、子育て施策促す 大阪日日新聞 2017年2月2日

総務省が公表した2016年の人口移動報告で大阪府への転入者が転出者を上回る「転入超過」になったことを受け、松井一郎知事は1日の定例会見で「ありがたいが、関西圏全体では減少した。大阪が核になって関西圏の人口減少に歯止めを掛けたい」と述べた。

同報告によると、大阪府は1794人の転入超過となったが、大阪圏（大阪、兵庫、京都、奈良）は転出超過だった。

また東大阪市、寝屋川市、堺市の3市が全国の自治体の中で転出超過の上位になったことについて、松井知事は子育て施策への各市の取り組みが影響しているとの考えを示し、「転出超過の自治体の長は責任を感じた方がいい。自分たちの保障や身分にメスを入れれば、保育園や幼稚園の無償化はできるはずだ」と語った。

精神科医、危険ドラッグ「ラッシュ」所持容疑で書類送検 読売新聞 2017年2月2日

北九州市は2日、市立総合療育センターの精神科の男性医師（30歳代）が昨年12月、東京都内で危険ドラッグを所持していたとして、医薬品医療機器法違反（指定薬物所持）容疑で、警視庁から東京地検に書類送検されたことを明らかにした。

市などによると、医師は昨年12月10日、研修で上京した際、新宿区内で警察官に職務質問され、危険ドラッグの通称「ラッシュ」を所持していたことが発覚。今年1月18日、書類送検された。「自分で使うために持っていた」と容疑を認めているという。

医師は同30日付で依願退職。障害児らの治療や療育を行うセンターの精神科医はこの医師だけで、患者への影響も大きいことから、31日付で臨時職員として再雇用し、診療に当たらせているという。センターを運営する市福祉事業団は刑事処分が決まり次第、医師を処分する方針。

社説：検索削除の基準、幅広く議論を

日本経済新聞 2017年2月2日

インターネットの検索サイトで、情報を載せられた側から削除の要請があった場合、どの範囲まで応じるべきなのか。各地の裁判所で判断が分かれていたこの問題に、最高裁が初めて統一的な考え方を示した。

裁判で争われていたのは、検索サイトのグーグルに掲載された男性の犯罪歴の取り扱い。最高裁第3小法廷（岡部喜代子裁判長）は削除を認めない決定を出した。

その中で示されたのが、「掲載される側のプライバシー保護の重要性が、検索結果を提供する価値より明らかに優越する場合は削除できる」という基準である。

ともに重要な2つの要素のバランスをよく比較して決めるべきだ、という点では当然の判断といえる。だが今回の決定では、欧州の裁判で認められている「忘れられる権利」などには触れず、削除すべきかどうかの具体的な線引きも示していない。

同様の裁判が起きた場合は、これからも個別の事例について、一つ一つ検討がなされることになる。判例の積み重ねで基準を明確化することはもちろん重要だが、これとは別に、ネット上のプライバシー保護をめぐる議論を深めていかなければならない。

最高裁の判断は検索サイトの運営会社にとっても、個人にかかわる情報を扱う際の指針になるろう。

ただし、プライバシーのとらえ方は人によって異なり、削除するかどうか社内だけで合意を形成しにくいのも確かだ。社外の人材も入れて様々な角度から意見を出してもらい、十分に検討すべきだ。

このほか交流サイト（SNS）などソーシャルメディアの運営会社も十分な対応が要る。問題があるとみた利用者が投稿者に通知したり、会社に連絡したりする仕組みをもっと周知させてはどうか。

ネットの利用者が、気づかないうちに他人を不快にしている場合がある。発信する情報を点検することも大事だ。プライバシー保護のため、できることに着実に取り組む必要がある。

社説：逮捕歴削除棄却 情報の公共性重視した最高裁 読売新聞 2017年02月02日
国民の「知る権利」を重視する姿勢を鮮明にした。社会通念に沿った妥当な判断と言えよう。

インターネットの検索サイトに表示された逮捕歴の削除を求めた仮処分申請で、最高裁が削除を認めない決定を出した。

検索結果を広く提供する必要性と、当該事実を公表されることによる不利益を比較衡量する。その上で、不利益の度合いが明らかに上回る場合のみ、削除は認められる。最高裁はこう判断した。

欧州では、ネット上に犯罪歴などの情報が残り続けることに対する「忘れられる権利」が認められるようになってきている。

最高裁は、その用語こそ使わなかったが、事実上、権利を認めるケースを限定的に捉えた。司法判断が割れていた問題で、統一的な考え方を示した意義は大きい。

2011年に児童買春・児童ポルノ禁止法違反で逮捕された男性が、米検索大手・グーグルに削除を求める仮処分を申請した。検索サイトに氏名や居住地の県名を入力すると、逮捕時の記事が表示される状態が続いたためだ。

地裁は、忘れられる権利を国内の裁判で初めて認め、記事の削除を命じた。高裁は、忘れられる権利には「法律上の根拠がない」として、削除命令を取り消した。

最高裁は、検索サイトについて、「検索事業者による表現行為という側面を有し、ネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている」と指摘した。

「事実の性質や内容」「伝達される範囲や当事者の具体的被害の程度」など、情報の削除の是非を判断する際に考慮すべき要素も列挙した。今後の司法判断の指標となることは間違いない。

男性は、罰金50万円の略式命令を受けて、納付した。その後は罪を犯すことなく、妻子と生活し、企業に勤めているという。

こうした事情に留意しつつも、最高裁は「児童買春は社会的に強い非難の対象だ」として、逮捕歴情報の公共性を認定した。未成年者への性犯罪に対する厳しい国民感情にも合致しよう。

無論、犯罪歴は、慎重な配慮を必要とする個人情報だ。過失などの軽微な犯罪歴まで、誰でも検索可能な形でネット上に掲載し続けることは、人権上、問題がある。時間の経過とともに、公共性の程度が変わることもあるだろう。

グーグルやヤフーは独自基準を設けて、削除要請に対応している。今後、最高裁の判断を踏まえた国内のルール整備が求められる。

【主張】少年法適用年齢 大人の節目を明確にせよ 産経新聞 2017年2月2日

法務省は、少年法の適用年齢を現行の20歳未満から18歳未満に引き下げることに付いて、法制審議会に諮問する。

平成27年6月に選挙権年齢を18歳以上とする改正公選法が成立し、付則には少年法や民法のあり方について検討することが明記されていた。

権利には責任が伴う。「大人」として扱う年齢がばらばらであるのはおかしい。少年法の適用年齢を速やかに引き下げるとともに、民法上の成年年齢も18歳にそろえることが望ましい。

法務省の勉強会のまとめでは、18歳未満に引き下げるべしとする意見と、現行法を維持すべきだとの意見が併記された。自民党はすでに引き下げが適当とする提言をまとめている。

反対論には「18、19歳の社会的・精神的成熟度は以前より低くなっている」などの意見もあったが、そうであるなら選挙権を付与すべきではなかった。

「更生や再発防止の機会が失われる」といった懸念には、新たな処遇で対応することが

できる。

諮問の検討課題には、再発防止や就労に向けた教育の時間を確保すべく、懲役刑と禁錮刑の一本化や、欧米で広くみられる「宣告猶予制度」の導入も含まれる。更生教育の問題は、成年、高齢の受刑者についても対象を広げて検討すべきだろう。

少年法は保護や更生を目的としており、犯罪に対する応報としての刑事罰を科す刑法とは趣旨が異なる。子供を守るのは国や大人の責務であり、本来の目的は堅持しなくてはならない

ただし現行の少年法は17歳以下の死刑を禁じているが、年長少年と位置づける18、19歳には究極の刑罰である死刑の適用が可能となっている。

このこと自体、少年法の趣旨と大きく矛盾している。実際に山口県光市の母子殺害事件や、宮城県石巻市の3人殺傷事件では犯行時年長少年の被告に対する死刑が確定した。少年法の趣旨を明確にするためにも、こうした矛盾を解消しなくてはならない。

民法上の成年年齢については、すでに法制審議会が21年、「18歳成人」を答申している。早ければ今国会にも民法改正案が提出されるはずだったが、動きが遅い。

公選法、少年法、民法の3法で「大人」の節目が異なる現状は、極めて不適當である。

社説：社会の「記憶」に対応を 忘れられる権利 中日新聞 2017年2月2日

「忘れられる権利」をめぐる最高裁の初判断が出た。表現の自由や知る権利とも対立しかねない。どう考えるべきか、むしろ社会の側が問われている。

インターネットが登場する以前は、情報を拡散させる役割はもっぱらマスメディアが担っていた。ただし、拡散といっても、新聞記事ならその購読者に、テレビ番組ならその視聴者にだいたい限られていた。

しかも、扱いの小さな記事ほど社会から早く忘れ去られる傾向にあったといえる。当事者らを除けば、ベタ記事などは、一般の読者の関心はもともと低く、記憶から日を置かずに消えていったのであろう。

拡散と検索の機能で

ネットの登場は、そのような情報のあり方を根底から覆した。主に二つの特性からである。

一つは拡散性である。興味のある情報であれば、受け取った人たちがコピーを繰り返す。そして、たちどころに一つの情報をバトンタッチしながら、途方もなく拡散させていく。

仮にかつては新聞の情報がまる一日かけて地球を回っていたとするならば、ネット情報は一分もあれば地球を一周してしまうこともある。

もう一つの顕著な特性は検索性である。かつては日付が分からない限り、記事を見つけ出すのはかなりの労力がいった。現代はグーグルやヤフーなどの検索サイトでキーワードを打ち込むだけで目的の情報の手に行ける。

この二つの特性によって、情報収集が非常に便利になった。半面、困った事態も起きるようになった。虚偽情報が拡散されるようになったのだ。あるいは虚偽なのか真実なのか不明な情報もあふれ返るようになった。

虚偽情報については、指摘を受ければ、検索サイト側が削除してくれるはずだ。

EUでは「新しい権利」

だが、真実の情報ならばどうだろうか。問題はスペインで起きた。ある男性はかつて不動産が競売にかけられたことがある。この公告が地元紙に載った。一九九八年の出来事だったが、何年たってもネット上から消えない。男性は欧州連合（EU）司法裁判所に訴え、「忘れられる権利」を勝ち取った。二〇一四年のことだ。

EUでは情報が（1）不適切（2）無関係（3）もはや関連性がない（4）過度一ならば、ネットから消すことができる。新しい権利として、認定されている現状だ。

日本ではどうか。一五年にさいたま地裁で「過去の犯罪を社会から『忘れられる権利』

がある」と判断されたことがある。

ある男性が一一年に児童買春・ポルノ禁止法違反の容疑で逮捕され、罰金五十万円の略式命令が確定した事件だ。

それから三年以上たっても名前と住所で検索すると逮捕時の記事が表示されていた。だから、男性は「更生を妨げられない利益を侵害している」と削除を求め、認められたのだ。

だが、一転、東京高裁は「犯罪の性質は公共の利害にかかわる」として、削除命令を取り消した。今回の最高裁決定はこの事件を受けている。最高裁も高裁同様に「公共の利害」の言葉で、男性の求めは退けた。

ただし、検索サイト側が取り消すかどうかの判断基準は示した。(1) 検索結果の提供が違法かどうかは、情報の公表する価値とプライバシー侵害を比較して判断する(2) プライバシー保護が明らかに優越する場合は削除を請求できる一。

「忘れられる権利」という言葉こそ用いなかったが、実質的にネットに拡散する不都合な情報を封じる、最低限のものさしは示したといえよう。

EUでは新しい権利の意識が生まれている中で、米国でも法的保護を求める声が高い。だが、「表現の自由」の大国では、真実をネット上に公表することを止めては、表現の自由を侵害するという考え方がある。

確かにネット上に情報を公開することは表現の自由で、ネット検索でもその自由が保障されるべきである。

表現の自由と対立か

問題は表現の自由とプライバシー権とのバランスだ。犯罪でなくとも、昔はみんなに見られたかった写真が、今では見られたくない写真になっている一。そんなケースはいくらでもある。プライバシー権ばかりでなく、名誉権も出てくる。

情報の公益性や知る権利との兼ね合いも考え方が難しい。人間は忘れるが、ネットは忘れないようにできている。

最高裁が言及を避けた「忘れられる権利」への知見が深まらないと、変化するデジタル社会の「記憶」に対応できない。

憂楽帳 ちゅうりっぷのうた

毎日新聞 2017年2月1日

佐賀県江北町のJR肥前山口駅前に、障害者たちが働く福祉作業所「ちゅうりっぷのうた」がある。施設にはギャラリーが併設され、先月訪れた際は通所者たちの書の作品展が開かれていた。

理事長の本村容子さん(75)が作業所を設立したのは14年前。長く小学校の障害児学級を受け持ったが、周りに友だちもいて設備も整った学校を「出た後」が心配だった。18歳で学校生活を終えたとして、その後の人生の方が長い。「働く場、友と話せる場があるだろうか」

「ならばつくろう」と、定年を機に仲間と一念発起した。開所当初からギャラリーも設けたのは、人に訪れてもらい「ちっとも怖くない。優しいよ」という障害者たちの本当の姿を知ってほしかったからという。以来さまざまな展示会を重ね、外部への窓を開き続けてきた。

本村さんたちは昨年末、障害者が暮らせるグループホームの運営にも乗り出した。「親が亡き後をどう生きるか」。今度は障害者の老後の課題と向き合うためだ。施設建設で借金も抱えたが「この年になると楽観的です」。小さな町で温かな挑戦が続いている。【中村敦茂】



月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行